



平成29年度版

い バ ラ き の環境（案）

（平成28年度実績報告書）



目次

はじめに	1
1 平成28(2016)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース	3
2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況	5
【いごちの良き生活環境をたもつ】	5
1 健康に過ごすことができる生活環境の保全	
2 新たな環境課題への対応	
3 快適環境の保全	
【バランスのとれた自然環境をつくる】	11
1 都市とみどりの共存	
2 自然資源の利用の推進	
3 生物多様性の保全	
【ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす】	17
1 省エネルギーの実践及び普及啓発	
2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	
3 低炭素な暮らしや事業活動の推進	
【きちんと分別で資源の循環をすすめる】	23
1 減量化の推進	
2 再資源化の推進	
3 適正処理の推進	
【環境意識・環境教育・環境行動】	29
【環境基本計画の推進体制】	31
【環境基本計画の進行管理】	32
茨木市環境基本条例	33

別添 茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

はじめに

平成29年度版いばらきの環境は、茨本市環境基本条例第10条に基づき年次報告書として作成したもので、平成28(2016)年度から実施している新たな環境基本計画における基本施策の4つの柱に沿った構成としています。

環境像

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

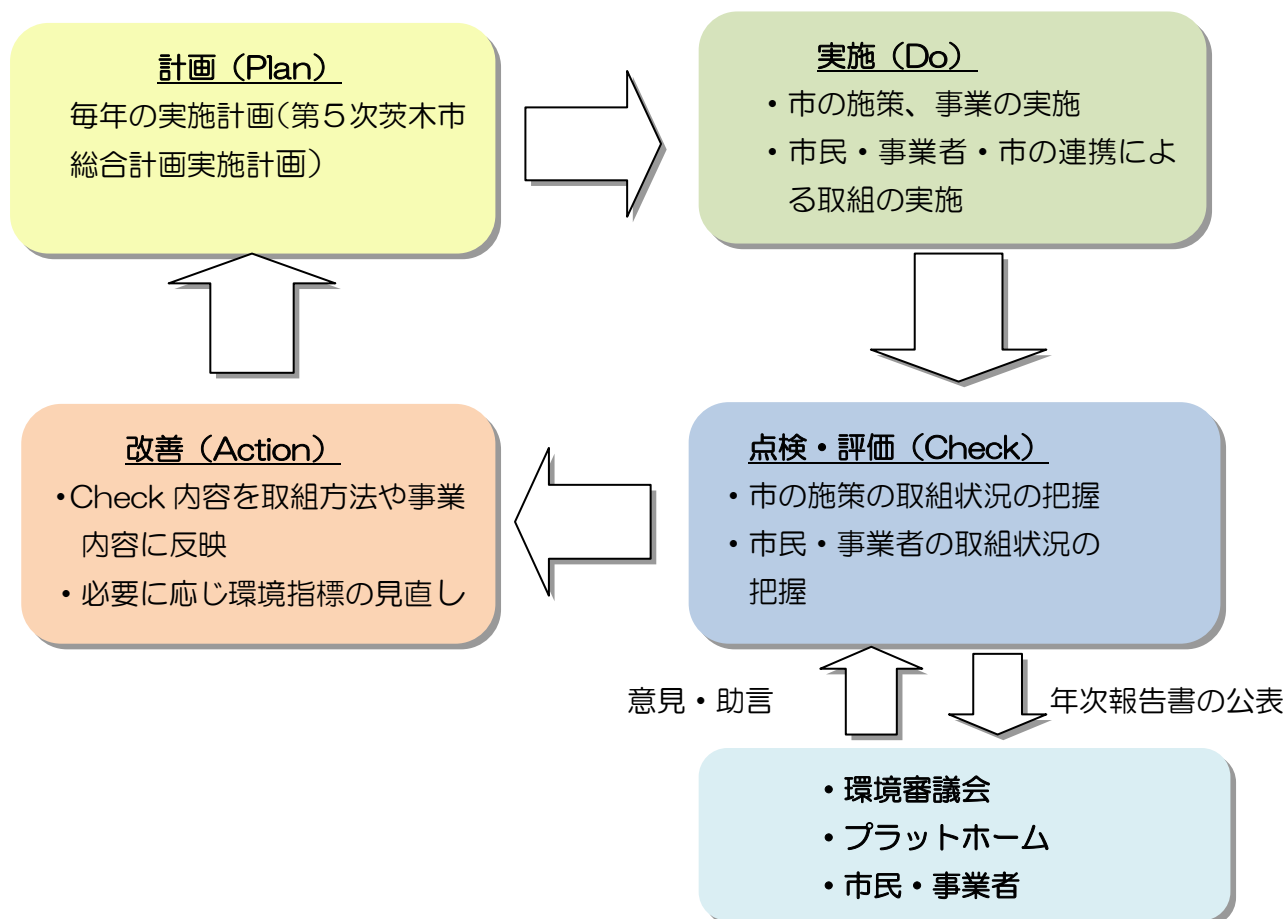
基本施策

- 基本施策1 いごこちの良い生活環境をたもつ
- 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる
- 基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- 基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

横断的な要素

環境意識・環境教育・環境行動

環境基本計画の進行管理（PDCAサイクル）



茨木市の全域図

平成25年度

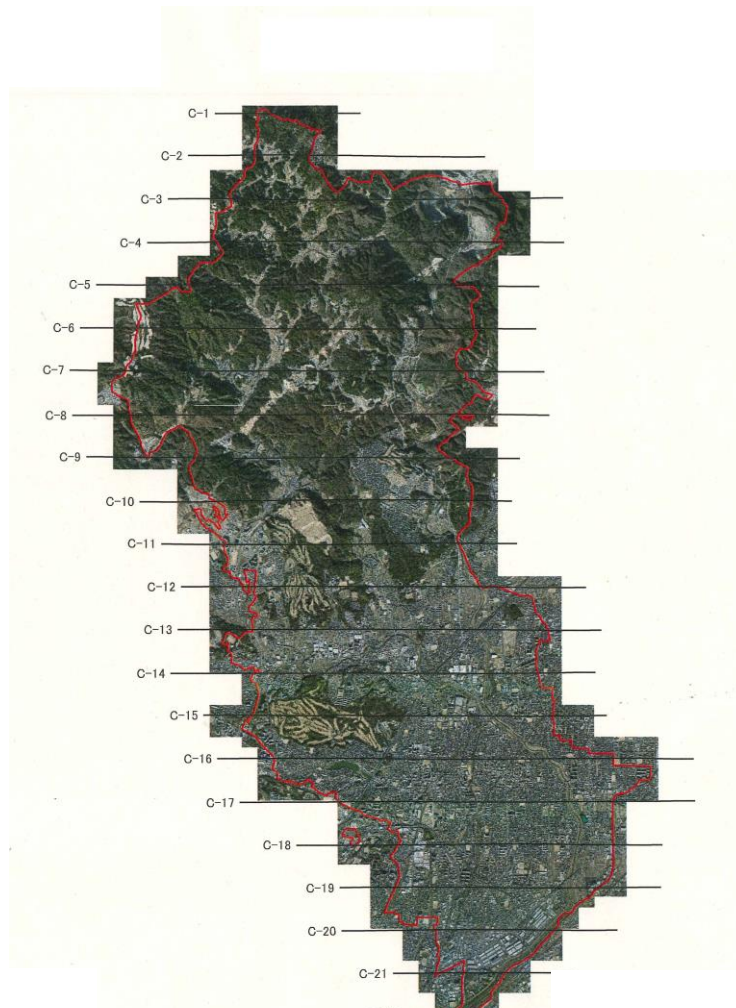
(撮影日)

平成25年12月25日

平成25年12月29日

平成25年12月31日

平成26年 1月 3日



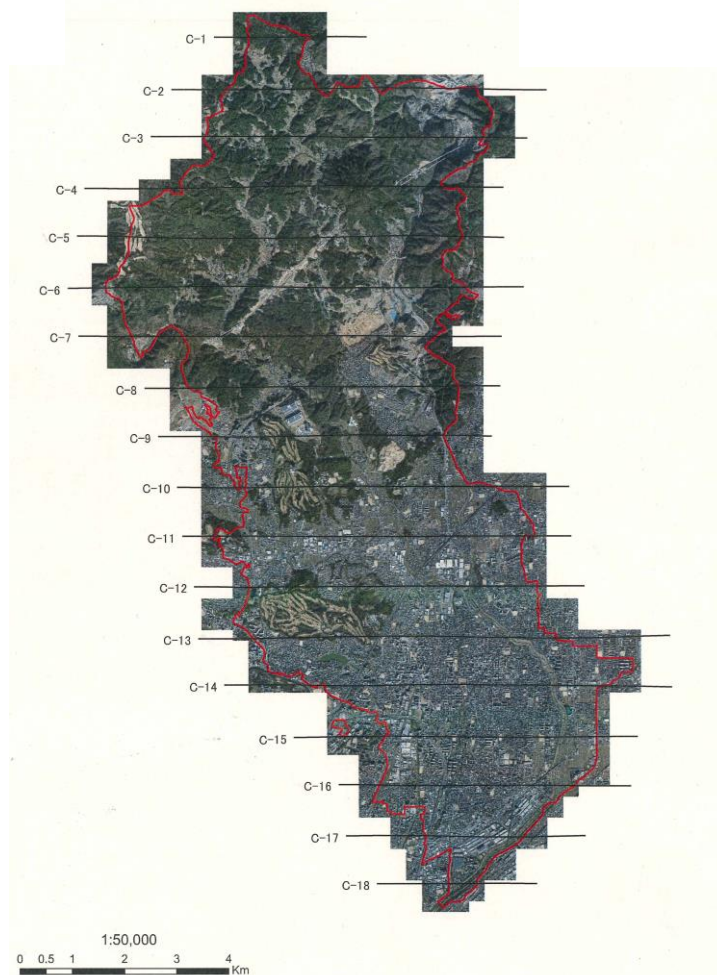
平成28年度

(撮影日)

平成28年12月25日

平成28年12月29日

平成28年12月31日



1 平成28(2016)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース

環境基本計画で掲げている「4つの基本施策」の取組をご紹介します！

い

ごちの良い生活環境をたもつ

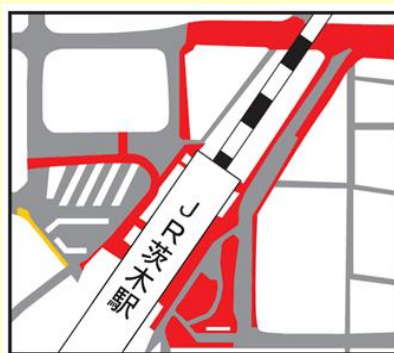


路上喫煙禁止地区を一部拡大しました。

「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」をより多くの市民等に周知啓発するため、マナー推進員の配置や職員による巡回指導、市内4駅における街頭キャンペーンの実施等の活動を行いました。

また、JR茨木駅西口駅前広場のバス乗降場のバリアフリー化工事に伴い、「身体の不自由な方の一時的な乗降場所」が設置されたことから、路上喫煙禁止地区を一部拡大しました。

H28.4.1 路上喫煙禁止地区



■ 禁止地区

■ H28年4月に新たに指定した禁止地区

バ

ランスのとれた自然環境をつくる



園芸、菜園など、植物に関する相談は緑の相談まで

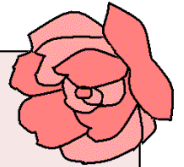
都市緑化の推進のためには、公共施設だけではなく民有地の緑化や市民活動による緑化が大切です。市では、緑化活動をしている方やこれから始める方に、緑化意識の向上や緑化技術・知識の普及等を支援するため、緑の相談事業を始めました。概ね毎月第1金曜日に市役所南館1階で専門的な知識を持つ相談員が相談を受け付けています。予約不要、無料なので、お気軽にご相談下さい。詳細はホームページをご覧ください。

茨木市 緑の相談

🔍 検索

ラ

ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす



バスの利用が便利になりました！！

マイカーではなく公共交通機関を利用することで、二酸化炭素排出量の抑制につながりますが、バスを使うことでポイントがたまるサービスや、リアルタイムの運行情報をスマートフォン等を使って知ることができるサービスによって、茨木市でのバスの利用が便利になりました。

京阪バス（株）では、事前登録いただいたＩＣカード（ＩＣＯＣＡ）でバスを利用した際に、自動的にポイントの付与・精算を行うポイントサービスが導入されています。

また、京阪バス（株）・近鉄バス（株）では、パソコン、携帯電話、スマートフォンでバスの位置情報の提供が行われており、バス停留所での待ち時間の短縮が図られています。



き

ちんと分別で資源の循環をすすめる



ダンボールコンポスト市民モニター制度を実施しました

一般家庭の生ごみ減量や意識啓発につなげるため、平成27(2015)年度に引き続き、ダンボールコンポスト市民モニターを募集し、講習会を2回実施しました。48名が講習会に参加し、そのうち38名が市民モニターとして実際にダンボールコンポストを使用しました。また、2回目に参加していただいた市民モニターには、いばらき童子をデザインしたダンボールコンポストを配布しました。提出していただいた報告書の結果は、ホームページ等で取りまとめて公表しました。



講習会の様子



いばらき童子をデザインした
ダンボールコンポスト「ゴミばく童子」

2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況

基本施策 1 いごこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

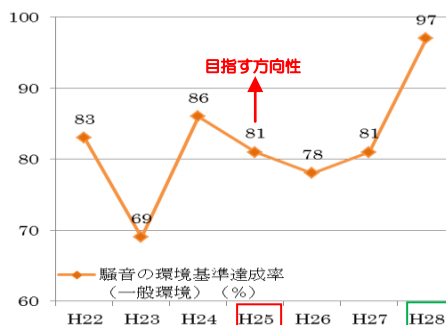
【目指すまちのすがた】

- ・大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。
- ・生活排水が適正に処理されています。

【設定した環境指標の状況】

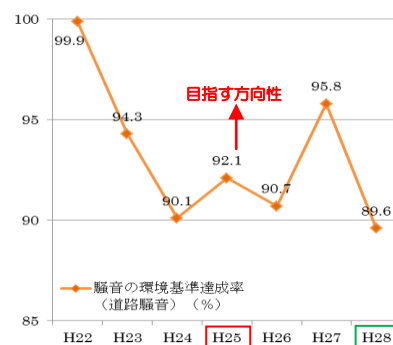
「一般環境における騒音の環境基準達成率」

環境基準達成率が97%と前年度より大きく増加したのは、夜間における自動車や自然音の影響が少なかったことが要因であると考えられます。



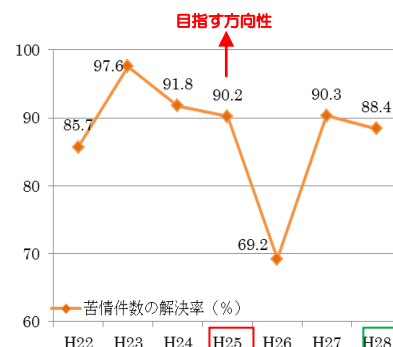
「道路騒音の環境基準達成率」

平成28(2016)年度の数值は、茨木亀岡線、大阪高槻京都線(新)、鳥飼八丁富田線、一般国道171号線、大阪高槻京都線、大阪中央環状線の6路線7地点での環境基準達成率です。



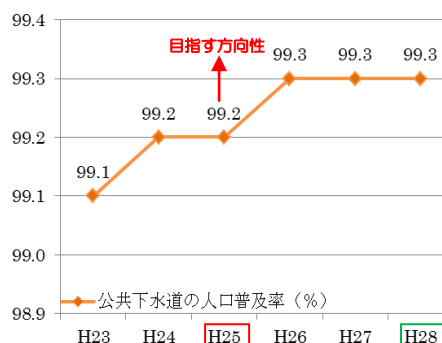
「公害苦情の解決率」

寄せられた公害苦情43件のうち、解決に至ったのは38件で解決率は88.4%になりました。苦情の大半が一過性の要因であるものであったためと考えられます。



「公共下水道の人口普及率」

市の下水道は、昭和30年代後半の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進み、昭和37年から公共下水道の整備に着手しました。本市では、この下水道整備を市政の最重要施策として、積極的に実施し、平成28年度末現在で公共下水道の人口普及率は99.3%となっております。



□：基準年度 □：最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■市内の環境監視及び公害関係法令に基づく指導（環境政策課）

市内の大気汚染、水質汚濁、騒音の状況を把握するため、大気常時監視、河川及び地下水の水質測定、一般環境及び道路沿道の騒音測定を行いました。大気常時監視の結果については、市のホームページに速報値を掲載しています。このほか、光化学スモッグ発令時には、関係機関に通報連絡をしています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の公害関係法令に基づく届出の受付及び立入調査、改善指導等を行うとともに、市民からの公害苦情及び相談を受けたときは、関係課と連携し、発生源事業所に対する改善指導を行い、良好な生活環境の保全に努めています。



■水洗便所の普及（水洗便所改造に係る貸付金・助成金）（下水道総務課）

水洗便所設置等を促進するため、くみ取り便所等から水洗便所等への改造に必要な資金を貸し出す貸付金制度を設けています。

また、水洗便所に改造される際に、1戸1設備に限り5,000円の助成金の交付を行っています。平成28(2016)年度は助成金の交付を35件行いました。

■合併浄化槽の設置（下水道総務課）

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるために、平成25(2013)年度より本市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排水される台所や風呂などの生活排水と尿を一緒に浄化処理する施設）を市で設置し、維持管理する公設浄化槽事業（民間の浄化槽を所有者から寄附を受け、市で維持管理を行う事業を含む）を行っています。

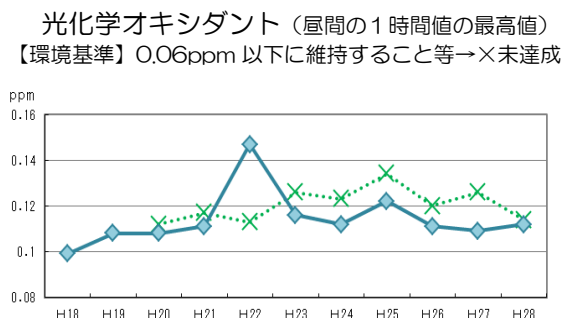
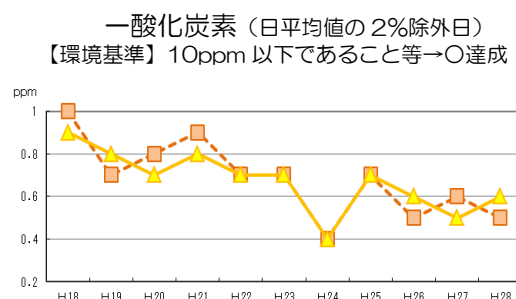
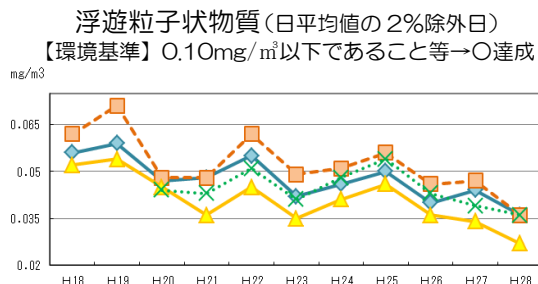
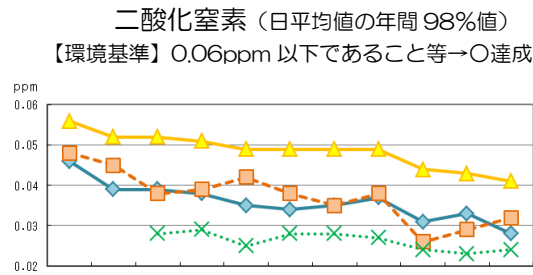
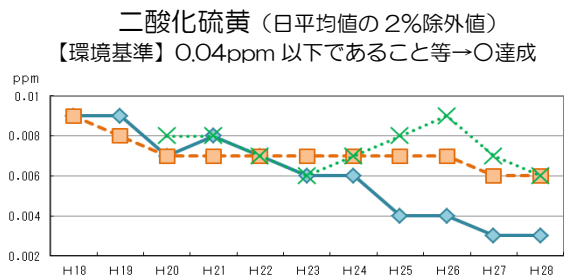
事業状況は、平成28(2016)年度に10基設置し、累計では184基維持管理しています。対象地域は、大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大字清阪で浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所を対象としています。



平成28(2016)年度のいばらきの生活環境について

大気

—◆— 茨木市役所局
 -■- 中央卸売市場局
 —▲— 名神局
 ...×... 耳原小学校局

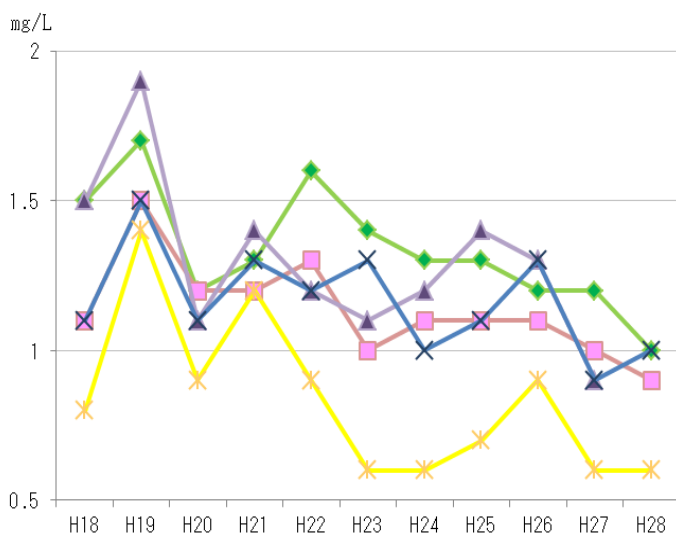


光化学オキシダント以外の項目について、環境基準を達成しています。詳細な数値については、いばらきの環境資料編「大気環境の保全」（3ページ以降）をご覧ください。

水質

—◆— 中河原橋
 —■— 安威川合流直前
 —▲— 宮島橋
 —×— 千歳橋
 —*— 桑ノ原橋

生物化学的酸素要求量（BOD）75%の経年変化
【環境基準】2mg/L 以下であること→○達成



水の汚れ具合を表す目安として「BOD（生物化学的酸素要求量）」という指標があります。BODとは水中の汚れを微生物が分解し、きれいにする時に必要な酸素の量を示したものです。この数値が大きいほど、水は汚れています。魚が快適に住める水質は、BOD5mg/L以下です。

市では、観測基準点5地点において、BODを含めた水質の常時監視を行っています。BODについては、全ての地点において環境基準を達成しています。

基本施策 1 いごこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（２）新たな環境課題への対応

○目指すまちのすがた

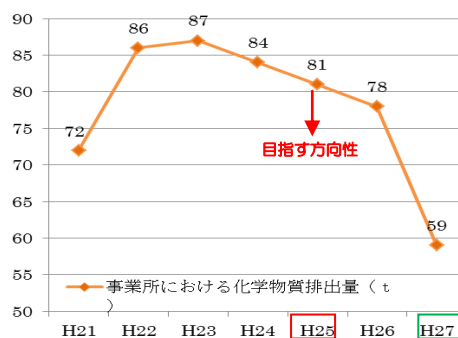
- ・化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

【設定した環境指標の状況】

「事業所における化学物質排出量」

国で取りまとめを行った最新の数値として、平成27(2015)年度の事業所における化学物質排出量は59 tでした。各事業所が自主的に化学物質の削減に取り組んでおり、近年の排出量は減少傾向にあります。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



「環境保全協定の締結件数」

平成28(2016)年度末時点での環境保全協定の締結件数は16件でした。新たに協定を締結した事業所がありましたが、廃止となった事業所もあったため、トータルでの増減はありません。



□：基準年度 □：最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■PRTR法に関する届出及びライフサイエンス系施設環境保全対策（環境政策課）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、特定化学物質の環境への排出量等の届出を事業所へ指導し、事業者による化学物質の自主的な管理や削減への取組みが促進するよう助言を行いました。

また、市内で遺伝子組換え施設を設置しようとする事業者と「ライフサイエンス系施設の環境保全対策に係る協定」を締結し、実験の実施状況や施設の管理状況等の報告を指導するとともに、定期的に立入調査を実施し、施設の適正な維持管理について指導を行いました。



ライフサイエンスパークのまちなみ

基本施策 1 いこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（3）快適環境の保全

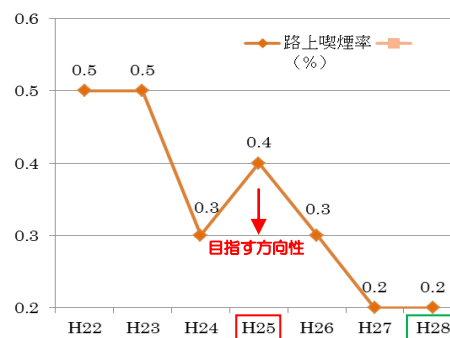
○目指すまちのすがた

- ・モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。

【設定した環境指標の状況】

「路上喫煙率」

マナー推進員による条例の周知・啓発活動や職員による巡回指導等の路上喫煙防止に関する取り組みを継続することで、路上喫煙率は0.2%と低く抑えられたと考えられます。



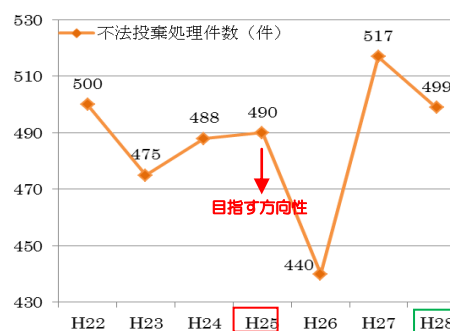
「市内一斉清掃参加者数」

前年度とほぼ変わらない値を維持しています。



「不法投棄処理件数」

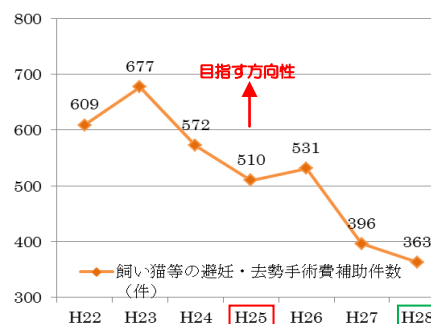
平成28(2016)年度は、不法投棄禁止看板の設置やパトロールの強化を行ったため、不法投棄件数が減少し、処理件数が減少したと考えられます。



「飼い猫等の避妊・去勢手術費補助件数」

所有者不明猫の避妊・去勢手術等に取り組む団体は、平成29(2017)年3月現在で18団体の登録があり、地域をあげて積極的に行っています。

※環境基本計画では「飼い犬等」ですが、制度の変更に伴い「飼い猫等」に変更しています。

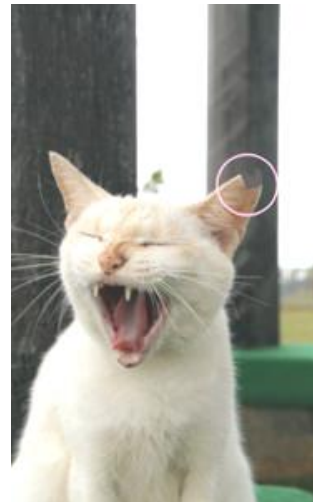


□：基準年度 □：最新年度

■動物愛護の推進（市民生活相談課）

捨て猫をなくし、動物愛護についての意識の高揚や動物の虐待の防止を図るため、猫の飼い主及び一定要件を満たす所有者不明猫を減らす活動を行う団体に対して、避妊・去勢手術費の一部の補助を行いました。所有者不明猫活動団体が世話をする猫が避妊・去勢手術を受ける際、同時に耳先をカットし繁殖能力がないことが分かるようにしています。一目で分かる印をつけることにより、誤って別の人が再度手術のために捕獲することを防いでいます。

また、動物愛護週間の啓発行事として、イオンモール茨木にて「動物愛護週間写真展」を開催しました。



耳のV字カット

■環境美化活動の推進（資源循環課・環境事業課）

不法屋外広告物やごみ・空き缶等の散乱ごみをなくし、美しいまちづくりを進めるため、茨木市不法屋外公告物等撤去対策協議会と協働し、6月と9月に環境美化活動を行いました。活動内容は、街頭キャンペーン（6月及び9月）、清掃撤去活動（6月）及び市内一斉清掃（6月）で、協議会会員や市職員、各自治会のほか、清掃撤去活動では市内事業所にも広報等で参加を募り、28(2016)年度は33事業所の参加協力を得ました。



環境美化活動（街頭キャンペーン）

■ごみの散乱防止（環境事業課）

カラスや猫によるごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸与を行っています。



防鳥ネット

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針(1) 都市とみどりの共存

【目指すまちのすがた】

- ・市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。
- ・公園や水辺は、市民でにぎわっています。

【設定した環境指標の状況】

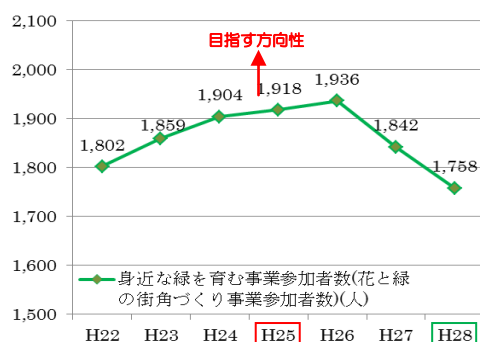
「市街地の公園・緑地面積」

新たに彩都あかね公園を利用開始したため、市街地の公園・緑地面積が134.16haになりました。



「身近な緑を育む事業参加者数 (花と緑の街角づくり推進事業参加者数)」

活動団体のうち、2団体が活動を中止したために、事業への参加者が1,758人になりました。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■親水水路の整備(下水道施設課)

市内中心部を流れる高瀬川・小川親水水路や南部地域を流れる島地区せせらぎ水路において、浚渫、清掃など適正な維持管理を実施し、市民に憩いとうるおいのある水辺空間の創出に努めています。

■さくらまつりの実施(公園緑地課)

緑地の桜を楽しんでいただくことで、自然環境の大切さを啓発するとともに、まちの活性化につなげるために、桜の開花シーズンに元茨木川緑地で市民さくらまつりを開催しています。平成28(2016)年度は4月1日～10日に開催し、約17,500人の方が来園しました。



さくらまつりの様子

■若園公園バラ園（公園緑地課）

市の花バラが親しまれるように、若園公園に約150品種2,300株のバラを植栽したバラ園があります。春と秋の開花シーズンには市内外から多くの方々が訪れます。

バラ園では毎年、春のみどりの月間に抽選でバラ苗木を配布し、夏と冬にはせん定実技講習会を開催しています。



若園公園バラ園



せん定実技講習会の様子

■民有地緑化助成事業（農とみどり推進課）

都市緑化を推進するためには、公共施設だけではなく住宅や事業地等の民有地の緑化に取り組む必要があります。本市ではこれまでの住宅等への生垣設置への助成の他、平成28(2016)年度からは壁面緑化や道路沿いの高木植栽へも助成対象を広げ、緑豊かで潤いのある街づくりの推進を図っています。平成28(2016)年度は3件、29.6mの生垣を設置していただきました。

■みどりのカーテンの推進（環境政策課）

身近に実践できる行動・体験を通じて、ヒートアイランド現象等の環境問題への市民意識を高めることを目的に、自宅等で「みどりのカーテン」の育成に取り組んでいただく事業を行いました。平成28(2016)年度は市民50人、事業者等7団体、市立保育所等6か所、市立幼稚園11園、市立小学校31校、市立中学校12校、学童保育6か所に取り組んでいただきました。



みどりのカーテン

■安威川河川敷クリーンキャンペーン（下水道施設課）

親しみとうるおいのある水辺空間として広く市民に親しまれている安威川河川敷の環境美化活動を、地域住民と行政が一体となって推進することにより、良好な水辺空間の保全と向上を図っています。平成28年5月21日(土)に開催し、293人が参加、380kgのごみを撤去しました。

■安威川フェスティバル（北部整備推進課）

安威川ダムの本体工事とあわせて、安威川周辺の自然を守り、創造的な地域づくりを考える活動の一環として、安威川フェスティバル2016を平成28年10月16日に開催し、約1,300人の方に参加いただきました。

■庁舎の屋上緑化（総務課）

建物のコンクリートや道路のアスファルトなどは、太陽の熱を吸収し蓄えるため、夜になっても気温が下がらない「ヒートアイランド現象」が起こります。このような現象を抑制する対策として、平成25(2013)年度に、庁舎の屋上の一部を緑化し、屋根焼けの防止を図りました。

平成28(2016)年度においては、効果測定を行い、議場内温度と外気との温度差でみると、概ね同じ外気温度で施工前と比較した場合、夏期で、外気との温度差でみると、0.7℃から1.4℃の断熱効果が、冬期では、1.2℃から2.8℃の保温効果があると考えられます。

基本施策２ バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針（２）自然資源の利用の推進

【目指すまちのすがた】

- ・美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。
- ・間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「エコ農産物栽培面積」

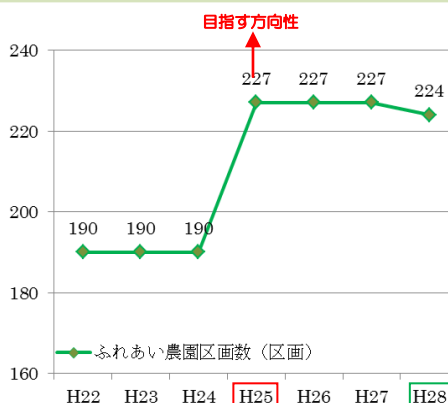
エコ農産物栽培面積が7.4haとなったのは、新規就農者による栽培が増加したことが要因であると考えられます。

※より正確に把握するため、平成25(2013)年度の数値が、環境基本計画掲載の数値と異なります。



「ふれあい農園区画数」

利用者の利用取り消しにより、ふれあい農園利用区画数が224区画となったため、市ホームページにより随時募集を行っています。



「森林サポーター養成講座参加者数」

森林サポーター養成講座については、定員を25人として募集しています。例年、15～20人で推移しています。



□：基準年度 □：最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■里山センター（農とみどり推進課）

里山センターは森林保全ボランティア団体の活動拠点施設です。身近な自然に親しんでいただけるよう、四季のイベントや炭焼き講座を開催しています。また、活動で発生した木材や炭の販売など、間伐材の有効活用も進めています。



里山センター正門

■農業祭の開催（農とみどり推進課）

市内農林産物等を展示し、都市と農村の交流を図ることで農林業に対する市民の理解と認識を深めるとともに、農林業の健全な発展と農業・農村の活性化を図りました。平成28(2016)年度は、11月19日・20日に開催し、約4万人が来場しました。



農業祭の様子

■農業の振興と遊休農地の解消（農とみどり推進課）

茨木の農業を振興し、また遊休地解消するために集落営農組織の設立支援、農業委員会と連携した遊休農地調査や営農指導を行いました。あわせて農地中間管理機構を活用した遊休農地と担い手のマッチングをおこなうことで、遊休農地のさらなる解消を図りました。また、一定の営農技術を取得している方を新規就農者に認定し、国の給付金を活用して農業経営のサポートを行いました。

■森林整備について（農とみどり推進課）

公益的な機能を有する森林の保全を図るため、林業者団体が実施する森林整備作業に対し支援を行っています。また、森林整備作業で発生した間伐材は、従前はほとんど山に放置していましたが、今は建築材等として市場へ搬出しています。

■北部の害獣対策・防除について（農とみどり推進課）

イノシシ・シカによる農作物被害や目撃情報が多く寄せられていることから、実行組合への捕獲檻の貸し出しや猟友会によるくくりわなの設置等により、イノシシ・シカを捕獲しました。また、被害防止のため農業者等に対し有害獣防止網設置に対する補助金を交付し、設置の助成を行いました。

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針(3) 生物多様性の保全

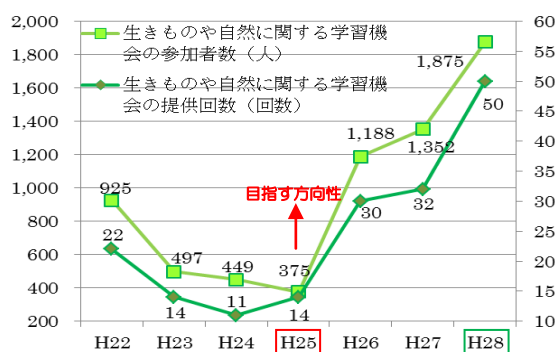
【目指すまちのすがた】

- ・生きものや自然と触れ合う機会が増えています。
- ・多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。

【設定した環境指標の状況】

「生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数」

小学校での環境教育を実施したほか、茨木市環境教育ボランティアによる自然観察講座を実施したため、生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数が50回・1,875人となりました。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■環境資源調査の実施について(環境政策課)

平成27(2015)年度から平成28(2016)年度にかけて、市内に生息する動植物の調査を行いました。平成29(2017)年度は、調査結果をもとに生きもの調査ガイドブックを作成する予定です。

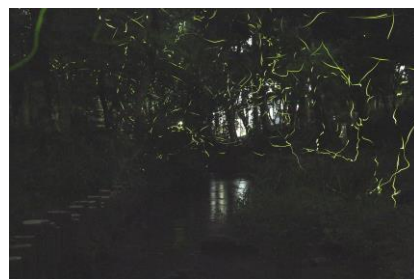


調査地の様子

■ホタルの生育できる環境づくり(農とみどり推進課)

都市部における自然回帰として、従前の自然が生かされた西河原公園において、ゲンジボタルの生息環境を整え、ホタルを保護し、ホタルと触れ合う機会を創出することで、自然環境の大切さを啓発しています。

現在、生息環境の改善を進めながら、平成28(2016)年度には幼虫の飼育を止めて、ホタルの自然生息についての検証に取り組んでいます。



ホタル鑑賞会の時期の西河原公園の様子

■アライグマ・ヌートリアの被害対策（農とみどり推進課）

アライグマは、北米原産でペットとして輸入されていましたが、捨てられたり、逃げ出したりしたものが野生化し、繁殖しました。「特定外来生物」に指定されており、農作物被害や住宅のベランダへの侵入等の生活環境被害が急増しています。

また、ヌートリアは南米原産のネズミの仲間で、大きなオレンジ色の前歯が特徴です。第二次世界大戦頃に毛皮を利用するために輸入され、その後各地に広がり、農業被害の報告が出ています。

本市では、「箱わな」を使い、市民等の協力を得て捕獲活動を実施しました。



ヌートリア



市で貸出している箱わな

北部地域のプロジェクトについて （安威川ダム・彩都東部地区）

安威川ダムについては緑地の保全・回復等に努めた工事が進められており、ダム湖周辺整備では周辺の自然環境と調和の取れた整備を検討しています。

彩都東部地区については、先行して整備が進むエリアにおいて公園・緑地の整備・保全に努めるとともに、残りのエリアについても周辺環境に配慮した計画となるよう検討を進めています。

特定外来生物

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもののなかから外来生物法によって指定された生きものです。特定外来生物に指定された生きものについては飼育、栽培、保管及び運搬することや、**野外へ放つ、植える及びまくこと等が原則禁止**されます。



ヒアリは特定外来生物の一種です。極めて攻撃的で、強い毒性のある毒針を持っています。ヒアリを発見した場合は、熱湯や市販のスプレー式殺虫剤で殺虫処理をして、茨木市役所か環境省近畿地方環境事務所にご連絡ください。殺虫処理を行う際は、アリに刺されないように十分注意してください。

基本施策3 ライフスタイルの見直しで 低炭素なまちをめざす

取組方針（1）省エネルギーの実践及び普及啓発

【目指すまちのすがた】

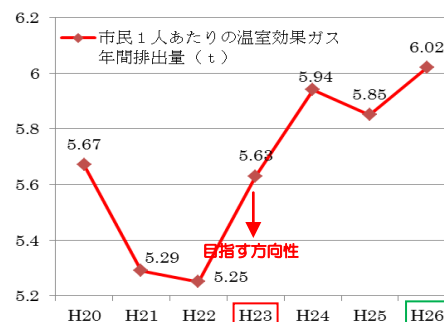
- ・市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量」

参照しているデータの算出方法が変更になり、産業部門の二酸化炭素排出量が増加しました。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



「環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数」

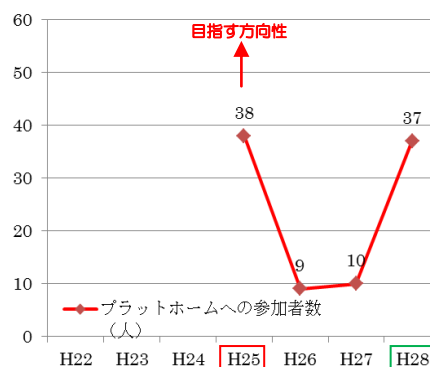
環境フェアを農業祭と同日開催としたため、当日が雨天であったにもかかわらず、環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数が6,000人となりました。



「プラットフォームへの参加者数」

平成28(2016)年度はプラットフォームを3回開催しました。1回あたりの参加者数は12.3人と例年なみでした。

※プラットフォームとは、市民や事業者など様々な主体の方が集まり、それぞれの取組やアイデアを持ち込み情報交換や勉強会を行う場のことです。



□：基準年度 □：最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■「見える化」の推進（省エネナビ・ええことカレンダー・いばらき環境家計簿）（環境政策課）

省エネナビは、今使っている電気の量をリアルタイムに把握できるものです。本市では、モニター制度を実施し、1台を市民に貸し出しました。

ええことカレンダーは、家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を算出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私たちの生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくためのものです。ええことカレンダー・いばらき環境家計簿を1,000部作成し、パソコンでも取り組んでいただけるデータを市HPにて公開し、多くの市民に取り組んでいただきました。



ええことカレンダー
いばらき環境家計簿

■茨木市地球温暖化対策実行計画の推進（環境政策課）

茨木市地球温暖化対策実行計画では、市民一人あたりの排出量について削減目標を掲げ取り組みを推進しています。平成28(2016)年度の取り組み状況等は、巻末の別添をご参照ください。

■エコオフィスプランいばらき（第4版）の推進（環境政策課）

本市では、エコオフィスプランいばらき（第4版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成23(2011)年度を基準として7%の削減目標を掲げています。平成28(2016)年度は、基準年度比では1.0%、前年度比では1.2%の増加となりました。なお、エネルギー使用量については、基準年度比では7.0%、前年度比では2.0%の削減となりました。

■環境啓発イベントの実施（環境政策課）

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に、環境フェアなどの環境啓発イベントを実施しています。平成28(2016)年度は、「未来のために今えらぶこと。みんなではじめるCOOL CHOICE」をテーマに、11月19日(土)・20日(日)に、茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）等にて実施しました。なお、今回は農業祭と同日開催としたことにより、これまで興味が薄かった方にも多数来場いただきました。



いばらき環境フェア 2016

基本施策3 ライフスタイルの見直しで

低炭素なまちをめざす

取組方針（2）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

【目指すまちのすがた】

- 化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー等の導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

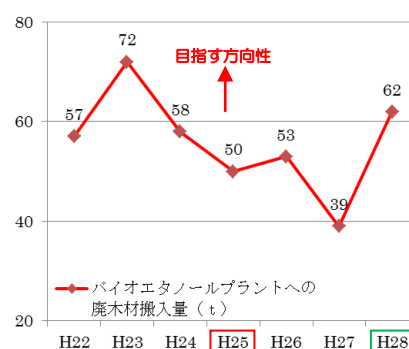
「再生可能エネルギー導入件数」

再生可能エネルギー導入件数が300件となったのは、固定価格買取制度の見直しによる買取価格の低下が原因のひとつと考えられます。



「バイオエタノールプラントへの 廃木材搬入量」

平成28(2016)年度は、幹等の搬入が多かったため、バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量が前年度に比べ増加しています。



※木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量は、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。

□：基準年度 □：最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■太陽光発電システム設置場所の貸し出し（水道部総務課）

再生可能エネルギーの導入促進を目的に、水道施設を太陽光発電システムの設置場所として有償で貸し出す事業を開始しました。

公募により決定した民間事業者が、十日市浄水場、あさぎ配水場、やまぶき高区配水池、西穂積配水場の4か所に合計171kWの太陽光発電システムを設置しました。

■LED導入事業（総務課）（公園緑地課）（建設管理課）

環境負荷の低減及び省エネルギー化を図るため、年次的に庁舎へLED照明設備を導入しており、平成28(2016)年度においても、本館、南館の一部において導入しました。平成28(2016)年度の導入状況は、本館120本、南館217本です。これにより、年間で12,752kW（蛍光管比）と電気料金154,049円（蛍光管比）の削減につながりました。

また、元茨木川緑地では、老朽化した公園灯のLED化を平成27(2015)年度において完了しました。残りの比較的設置年度の新しい公園灯は、将来的にLED化への転換を図ります。

そのほか、街路灯3,481灯をLEDに転換し、街路灯全体でのLED化進捗率は約66%になりました。平成32（2020）年度末において、LEDへの転換率100%を目標に順次進めています。

■雨水貯留タンク（下水道施設課）

雨水貯留タンクに、雨どいから流れた雨水を貯めることで、庭への散水や花・木への水やりなどに利用することができます。また、下水道へ雨水が流出することを抑制するため、本市では雨水貯留タンク設置者に対する補助制度を設けています。平成28(2016)年度は17件の実績がありました。



雨水貯留タンク

■雨水浸透ます（下水道施設課）

雨どいからの雨水排水を、雨水浸透ますによって地中に浸透させることで、土地の保水力を向上させることができます。このことは、ヒートアイランド対策になるほか、下水道へ雨水が流入することを抑制する効果があるため、本市では雨水浸透ますの普及促進に努めています。



雨水浸透ます

基本施策3 ライフスタイルの見直しで

低炭素なまちをめざす

取組方針（3）低炭素な暮らしや事業活動の推進

【目指すまちのすがた】

- ・再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効活用が進んでいます。
- ・公共交通機関の積極的な利用や、電気自動車など環境に配慮した自動車の利用が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「低炭素建築物の認定件数」

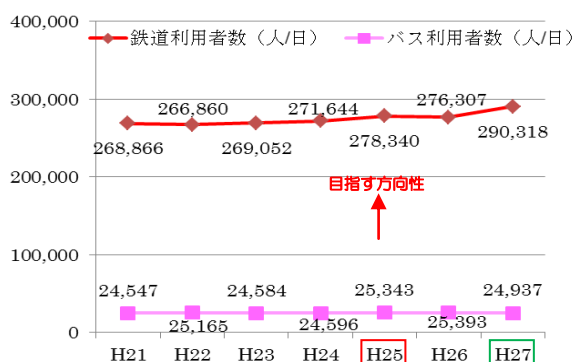
低炭素建築物の認定制度は平成24(2012)年12月から開始し、平成28(2016)年までに34件の建築物を認定しています。



「鉄道利用者数・バス利用者数」

鉄道利用者数は前年より増加し、バス利用者数はほぼ前年どおりとなりました。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



□: 基準年度 □: 最新年度

～二酸化炭素の排出削減のための工夫～

茨木市では、市の事務事業により発生する温室効果ガスの排出抑制のため、オフィスにおける節電・省エネルギー対策を推進しております。

具体的には、ノー残業デー（水曜日）の継続、照明機器の間引き（LED照明除く）、昼休みの消灯徹底、パソコン画面の照度の低減及び不使用時の休止モードの徹底といった取組みを、年間を通じて行っています。

また、エネルギーの消費が増加する夏季（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）と冬季（平成28年12月1日～平成29年3月31日）については、温室効果ガスの排出抑制に向け一層の省エネルギー・節電に取り組んでいます。

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■エコドライブ研修の実施（環境政策課）

車から排出される二酸化炭素の量を極力抑え、地球温暖化防止を図ることを目的としてエコドライブ講習会を実施しました。講習会には市職員64人・市内事業者87人が参加し、自動車排気ガスによる環境への影響やエコドライブの実践方法について学びました。



研修の様子

■エキスポシティ利用者への市駐車場の利用促進（建設管理課）

平成27年11月のエキスポシティ開業にあたり、運営管理を行う三井不動産商業マネジメント(株)と茨木市は、来場者の公共交通機関利用の促進と周辺交通環境への負荷軽減に努めることを目的として市駐車場の利用に関して協定を締結し、今年度も引き続き実施しました。



■スマートムーブ（エコカー、カーシェアリング等）の普及促進（環境政策課）

本市では、地球温暖化対策実行計画に基づき、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車や、排出量の少ないエコカーの普及を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めています。また、カーシェアリングについては、いばらき環境（エコ）ポイントの対象とすることで、利用の促進に努めています。



いばらき環境フェアでのエコカーの展示

■公用車へのエコカー率先導入（環境政策課）

本市の環境保全に向けた率先実行計画（エコオフィスプランいばらき）に基づき、公用車の更新時には、可能な限りエコカーの導入に努めています。

公用車のエコカー導入状況（平成29(2017)年3月現在）は、天然ガス車2台・ハイブリッド車11台・超燃費車60台です。

※超低燃費車とは、平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車よりも高い燃費性能を有する自動車のことです。

基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（1）減量化の推進

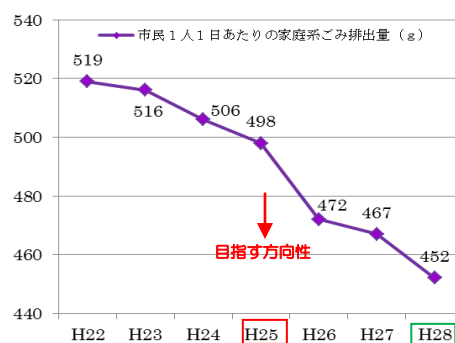
【目指すまちのすがた】

- 家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。
- 不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。

【設定した環境指標の状況】

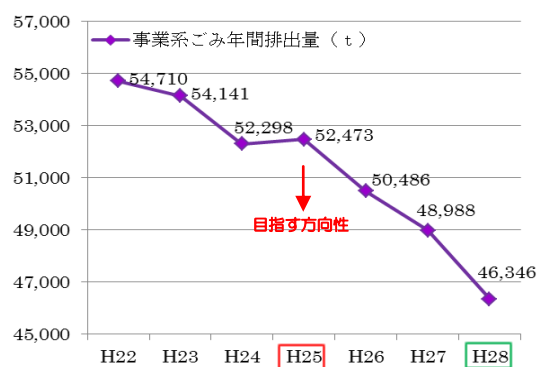
「市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量」

平成28(2016)年度の市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は452g(前年度から15g減)でした。これは、分別への意識が定着したためと考えられます。



「事業系ごみ年間排出量」

平成28(2016)年度の事業系ごみ排出量は 46,346.07 t (前年度から 2,641.83 t 減)でした。これは、事業者の分別意識が向上したためと考えられます。



□：基準年度 □：最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■生ごみ処理容機購入費の補助（資源循環課）

生ごみを資源として有効利用するため、電源を必要としないコンポスト容器及び電源を必要とする電気式の生ごみ処理機を購入・設置する市民に補助を行っています。

平成28(2016)年度は、電源を必要としないコンポスト容器12基、電源を必要とする電気式の生ごみ処理機31基の補助を行いました。



電気式の生ごみ処理機

■事業所生ごみ処理機導入事業補助の実施（資源循環課）

市内の医療法人、学校法人、社会福祉法人、中小企業を対象に、生ごみ処理機の導入に要した経費の一部補助を行っています。事業所における生ごみの自己処理を促進し、市が処理する事業系一般廃棄物の減量化を目的としています。

■事業所訪問の実施（資源循環課）

月3トン以上の一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を求めています。

平成28(2016)年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者64社を訪問し、事業所啓発パンフレットの配布、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行いました。



事業所啓発パンフレット

■廃棄物展開検査等の実施（環境事業課）

不適正廃棄物の搬入を防止するため、環境衛生センターでは、持ち込まれるごみの内容をチェックし、不適正廃棄物の搬入があった場合には、搬入者に持ち帰りを指示しております。



廃棄物展開検査の様子



基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（2）再資源化の推進

【目指すまちのすがた】

- 家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。
- ごみの資源化率が上昇しています。

【設定した環境指標の状況】

「資源化物収集量」

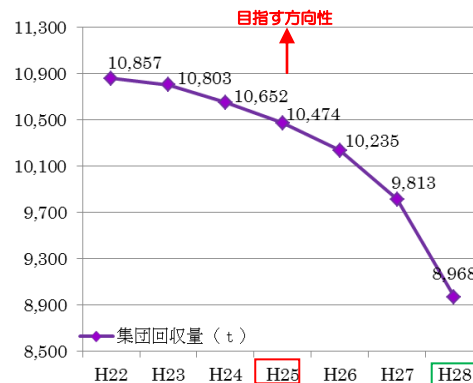
平成28(2016)年度は、前年度の収集量を下まわりました。



「集団回収量」

平成28(2016)年度は、前年度と比較して、回収団体数は増えましたが、回収量は減少しました。

平成29(2017)年度より、集団回収量を増加させるべく、報奨金支給額の変更及び支給要件の緩和を実施します。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ 茨ごみプリの運用（資源循環課）

ごみの収集日や分別について調べることができるスマートフォン向け無料アプリ「茨ごみプリ」を平成28年1月から配信しています。出前講座受講者や転入者等多くの市民に向けて周知チラシを配布するなど、周知に努めました。



アプリのホームアイコン



「茨ごみプリ」周知チラシ

■出前講座の実施（資源循環課）

小学校や自治会等でごみの分別や3Rをテーマとした出前講座を実施しました。ごみの分別や3Rを周知啓発することで、ごみの減量化や再資源化に対する意識を持っていただくことを目的としています。

平成28(2016)年度は小学校18校、自治体1団体、民間業者1団体、その他1団体で出前講座を実施しました。



小学校での出前講座の様子

■ごみ減量化・再資源化の促進（事業者向け）（資源循環課）

事業系ごみの減量化と再資源化の取組を推進するため、茨木市と市内事業所を委員として構成する茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会を開催し、情報交換を行いました。

また、事業系ごみの減量について出前講座を実施したほか、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を開催し、事業系ごみの減量化・再資源化のための啓発・提言を行いました。



事業所向け出前講座の様子



廃棄物管理責任者研修会の様子

■小型家電のイベント回収を実施（資源循環課）

小型家電に含まれるレアメタルと呼ばれる貴重な金属を再資源化するために、環境フェア会場に小型家電の回収ボックスを設置し、152点・約73kgを回収しました。



小型家電回収ボックス

基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（3）適正処理の推進

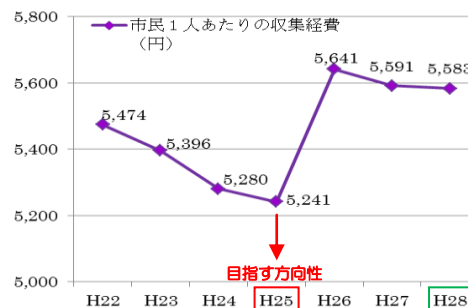
【目指すまちのすがた】

- ・ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。
- ・ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。
- ・新たな炉の建設が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

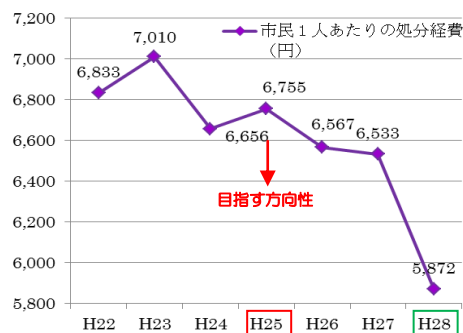
「市民 1 人あたりの収集経費」

平成28(2016)年度の収集経費は減少しました。これは、ごみ収集量の減少と燃料費単価の低下によるものと考えられます。



「市民 1 人あたりの処分経費」

平成28(2016)年度の処分経費は減少しました。これは、ごみ処分量の減少と燃料費単価の低下によるものと考えられます。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■一般廃棄物処理基本計画の推進（資源循環課）

茨木市の一般廃棄物処理における、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度の指針として平成28年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」では、ごみ排出量の目標値を設定しています。

平成28(2016)年度は様々なごみ減量施策を検討・実施し、目標値に向けて、減量が進みました。



一般廃棄物処理基本計画表紙

■資源物持ち去りパトロールの実施（資源循環課）

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物（缶・びん・ペットボトル、古紙、古布）の持ち去り行為を禁止しています。資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板や啓発シートの配布、ごみ出しのルールの徹底等の啓発を行うとともに、職員による巡回パトロールを実施しています。平成28(2016)年度は29回実施しました。



資源物持ち去り禁止看板



資源物持ち去り禁止啓発シート

■スマイル収集（環境事業課）

ごみ収集はステーション（ごみ集積場所）方式で行っていますが、ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみ収集を行っています。平成28(2016)年度の利用者は、40世帯です。

■ごみ処理施設の整備（資源循環課）

平成38(2026)年度に到来する本市廃棄物処理施設の耐用寿命に備え、資源循環課と環境事業課とで整備方法について検討・協議を行いました。その内容は、施設規模、炉数・建設方法、処理方式、配置・動線、更新と長寿命化の経費比較などです。

～茨木のごみ処理施設について～

多様化するごみ質に対応し、溶融残さの再資源化を図り、有効利用するため、昭和 55(1980)年度に、全国で初めてとなる高温溶融処理方式のごみ処理施設（処理日量 100 t 以上）を竣工しました。その後、平成 7(1995)年度及び平成 10(1998)年度に更新等を行いました。現在は同処理方式の3炉（150 t / 日×3炉）でごみ処理を行っており、ダイオキシン類をはじめとする公害防止対策にもその効果を発揮しています。また、その運営にあたっては、ごみを効率的に処理できるよう、炉の性能を維持しながら、化石燃料の使用割合を抑えるように努めています。



環境衛生センター



ごみピット

環境意識・環境教育・環境行動

これまで掲げてきた4つの基本施策を横断する要素として「環境意識・環境教育・環境行動」を位置づけています。

平成28(2016)年度に実施した主な取組内容の紹介

■茨木市環境教育ボランティア

市民等が環境の学習会、研修会、観察会などを実施する際に、ボランティアの講師としてその支援をしていただける方を「茨木市環境教育ボランティア」として市に登録しています。

平成28(2016)年度は、延べ263人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。

また、茨木市環境教育ボランティア連絡会が企画を行い、「身近な環境」をテーマとした「身近な環境と向き合う連続講座」、北部の自然をテーマとした「自然と親しむ探検講座」を実施しました。



大阪府中央卸売市場でエコッキング

■小学校向け環境学習プログラムの活用

平成28(2016)年度は小学生を対象とした環境教育を充実させることを目的に、主に小学校の授業内で実施できる環境学習のプログラムをまとめた「茨木市環境教育ボランティアによる小学校向け環境学習プログラム」冊子を作成しました。作成した冊子は各小学校に配布し、小学校17校から23プログラムの実施について依頼がありました。延べ1,971人の児童が自然観察や自然工作、環境講座を通して、環境について学びました。

また、小学校が長期休暇となる夏・冬・春には、小学生とその保護者を対象とした環境学習講座を4講座実施しました。



小学校向け環境学習プログラム活用の様子

■こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。平成28(2016)年度は、本市に13クラブ、メンバー64人、サポーター40人の登録があり、市が情報提供した環境講座に参加するなど、自主的な活動を行いました。

■冊子「かんきょう」

生活環境・地球環境について小学生にも学習してもらうことを目的に、4年生にはごみについて、5年生には地球温暖化などの環境問題について、分かりやすく伝えるための副読本を作成し配布を行いました。また、平成28年度は、水の循環に関する内容を新たに追加しました。なお、当該冊子は市HPにてダウンロードすることができます。



小学校4・5年生向け
環境副読本

■環境市民講座の実施

市民の環境保全に関する知識、意識の向上を図るため、また、自発的な環境学習へのきっかけづくりとするため、市民講座を開催しました。平成28(2016)年度は、環境をテーマとした紙芝居を行いました。



環境市民講座の様子

■環境職員研修

市職員の環境に対する意識を向上し、「エコオフィスプランいばらき（第4版）」を推進するため、環境職員研修を実施しました。平成28(2016)年度は、「地球温暖化対策の現状と身近な省エネルギーの取組について」というテーマで、地球温暖化の現状についての知識を習得するとともに、職員が自らの行動につなげていけるようその対策について学びました。



環境職員研修の様子

■エコポイント制度の運用開始

平成28(2016)年度より市が指定した環境にいい行動をするとポイントがたまり、ポイントがたまると豪華景品が抽選で当たる、いばらき環境(エコ)ポイント制度を開始しました。平成28(2016)年度は、延べ760人の方に抽選に応募していただきました。

環境基本計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するための体制について

■環境審議会

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人にも参加していただいています。平成28(2016)年の委員名簿は右表のとおりです。

審議会は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されますので、ぜひ傍聴してみてください。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成28(2016)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

環境審議会委員名簿（50音順）

平成29年2月21日現在

氏 名	備 考
石山 郁慧	NPO法人 nature works
岩渕 善美	平安女学院大学短期大学部教授
久米 辰雄	京都工芸繊維大学特任教授
玉井 昌宏	大阪大学大学院准教授
天保 好博	環境教育ボランティア
藤田 紫	茨木商工会議所
前迫 ゆり	大阪産業大学大学院教授
三上 雅弘	イオンモール茨木
三輪 信哉	大阪学院大学教授
武蔵野 實	大阪成蹊大学学長
森下 恭子	公募市民委員
山田 俊一	公募市民委員

審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第一回	平成29年3月21日（火）	茨木市役所 南館3階 防災会議室	①いばらきの環境について（平成27年度年次報告書）

環境基本計画の進行管理

環境基本計画は、PDCAサイクル(Plan(計画) - Do(実施) - Check(点検・評価) - Action(改善))による進行管理を行うとともに、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。

平成28(2016)年度の取組状況を把握し、環境審議会に報告したところ、以下のとおり助言をいただきました。

■環境審議会による助言

[illegible]

平成29年〇月〇日
茨木市環境審議会
会長 三輪 信哉

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

ない。

- 2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造す

ること。

- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境教育、環境学習の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図る

ように努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

茨木市
地球温暖化対策実行計画
進捗状況

年	年	市の動き	国内の動き	海外の動き
平成2年	1990年		地球温暖化防止行動計画を策定 温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組むべき対策の全体像を示した、最初の地球温暖化対策。	
平成9年	1997年			気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)開催→京都議定書 先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。
平成10年	1998年		地球温暖化対策の推進に関する法律 COP3の経過を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。	
平成15年	2003年	茨木市環境基本条例を施行 環境の保全及び創造の基本理念と環境施策の基本的な事項を定めた。 エコオフィスプランいばらき(第2版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成20(2008)年度)	エネルギー基本計画を策定 エネルギー政策の基本的な方向性を示すため政府が策定。	
平成16年	2004年	茨木市環境基本計画を策定 (目標年:平成27(2015)年度)		
平成17年	2005年		<削減目標(京都議定書)> 平成20(2008)年～24(2012)年: 平成2(1990)年比6%削減 エネルギー基本計画(第二次)を策定 2030年に向け数値目標と取り組みを示す。実現すれば対90年比で排出量は30%低減すると試算。	京都議定書発効 発効より法的な拘束力が発生。
平成18年	2006年		エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の改正 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の改正 温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入。	
平成20年	2008年		温対法の改正 規模により「地方公共団体実行計画」の策定を義務付け。	
平成21年	2009年	エコオフィスプランいばらき(第3版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成24(2012)年度)	国連気候変動サミット内首相演説 2020年までに温室効果ガス25%削減を表明。	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)→コペンハーゲン合意は留保
平成22年	2010年		エネルギー基本計画(第三次)を策定 2030年目標として原発を含むゼロ・エミッション電源比率を34%⇒約70%に引き上げ等。	気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)開催→カンクン合意 気温上昇を工業化前2℃以内に抑えるための大幅削減の必要性を共有。
平成23年	2011年	茨木市地域エネルギービジョンを策定 化石燃料の依存度低下により低炭素型社会への転換を図るため、エネルギー対策の方向性や重点プロジェクトを提示。	東日本大震災発生(3月11日) エネルギー基本計画の白紙撤回表明	気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)開催→ダーバン合意 将来枠組みに向けた道筋に合意、京都議定書第二約束期間の設置が決定(日本は不参加)。
平成24年	2012年	茨木市地球温暖化対策実行計画を策定 <削減目標> 中期(平成32(2020)年度) 平成2(1990)年度比20%減 長期(平成62(2050)年度) 平成2(1990)年度比70%減	革新的エネルギー・環境戦略を策定 省エネ・再エネを推進し、化石燃料依存度を抑制することを基本方針とする。 京都議定書第一約束期間終了 →基準年度比8.4%削減(目標6%削減)を達成	国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 1992年の「国連環境開発会議(地球サミット)」から20年を迎えるにあたり開催したフォローアップ会合。
平成25年	2013年	茨木市環境審議会地球温暖化対策推進部会を設置 地球温暖化対策実行計画の進捗状況管理を目的として設置。 エコオフィスプランいばらき(第4版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成29(2017)年度)	省エネ法の改正 <削減目標(COP19)> 平成42(2030)年度: 平成17(2005)年比3.8%減	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価IPCC報告書公表 気候システムの温暖化については疑う余地がない旨を明記。 気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)開催→ワルシャワ合意
平成26年	2014年		エネルギー基本計画(第四次)を策定 原子力発電を重要なベースロード電源と位置付け、再エネの導入を3年程度最大限加速、電力システムの改革等。	国連気候変動サミット開催 京都議定書にかわる2020年以降の新たな枠組みを話し合い、温室効果ガス排出量削減により地球の気温上昇を2℃未満に抑制する決意の再確認。
平成27年	2015年	茨木市環境基本計画を新たに策定 (目標年:平成36(2024)年度)	COP21に向けた「日本の約束草案」を決定 <削減目標(COP21)> 平成42(2030)年度: 平成25(2013)年度比26%削減	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催 パリ協定を採択。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2度未満に抑えることに合意。
平成28年	2016年		地球温暖化対策計画を策定 <削減目標(COP21)> 上記の平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比26%削減の目標達成に向けて着実に取り組むこと等を明記	気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)及び京都議定書第12回締結国会合(CMP12)等開催 2018年のCOP24までにパリ協定の実施指針等を策定することに合意。

茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

市では、平成24年3月に茨木市地球温暖化対策実行計画を策定し、下記のとおり基準年度と温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。目標値への取り組み状況や排出量の経年変化について指標を定め、茨木市環境審議会の地球温暖化対策推進部会で確認のうえ、この「いばらきの環境」に掲載することとしています。

基準年度	平成2（1990）年度	京都議定書第一約束期間の基準年
------	-------------	-----------------

	目標年度	削減目標
中期目標	平成32（2020）年度	基準年度比 ー20%
長期目標	平成62（2050）年度	基準年度比 ー70%

平成26年度 進捗状況	1人あたりの 温室効果ガス排出量	基準年度比	平成25年度比
	6.02 t-CO ₂	-14.2%	-4.2%

平成26年度の市民1人あたりの温室効果ガス排出量は6.02 t-CO₂で対基準年度比-14.2%、対平成25年度比-4.2%と年々削減されています。このことから、地球温暖化対策への取り組みの成果が確認できます。中期目標の-20%には届いていませんが、排出係数に左右されることも原因の1つです。今後も目標達成に向けて、取り組みを行なう必要があります。

設定した指標

名称	項目	役割
①目標値への 進捗指標	・1人あたりの温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年・人)	・目標値への達成度合いを計る
②評価指標		・目標に向けた要因分析の役割を果たす(a,b)
a 全体指標	・単位あたりのエネルギー消費量 ※総量および部門別（単位あたり）	・複数年把握を行う(a,b)
b 活動指標	・「まちの姿」実現に向けた実態や進捗を図る指標（前年度の把握が可能なものを中心に設定）	・各「まちの姿」に向けた現状把握（市、市民、事業者）を行う(b) ・最短の時差で評価が行える(b)

①目標値への進捗指標

【目指すまちのすがた】

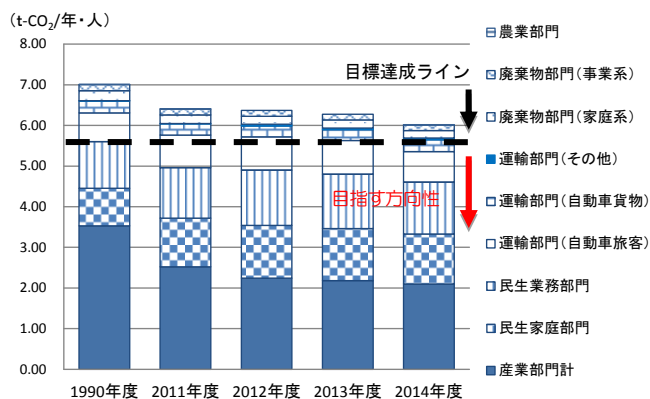
- ・市民1人あたりの温室効果ガス排出量が基準年度より平成32（2020）年には20%削減、平成62（2050）年度には70%削減していることを目指します。

【進捗指標の状況】

「市域の一人あたりの温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）」

平成26（2014）年度の市民一人あたりの温室効果ガス排出量は6.02（t-CO₂/年・人）と基準年度から14.2%削減しました。近隣都市（高槻市・吹田市・豊中市・茨木市）の平均温室効果ガス排出量は4.89（t-CO₂/年・人）でした。

産業部門の排出量を算出するために参照している、資源エネルギー庁の基礎データの推計方法が変更となったため、過去の排出量及び目標達成ラインを変更しています。



～温室効果ガス排出量の算出方法～

温室効果ガス排出量

=

活動量

×

排出係数

生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標

活動量あたりの排出量

温室効果ガス排出量は、活動量と排出係数を掛け合わせることで算出されます。無駄なエネルギーを使わないようにする、機器の買い替えの際にはエネルギー効率の良い機器を購入する等で活動量を減らすことができます。

また、温室効果ガス排出量は排出係数によっても変動します。例えば、電力の排出係数は毎年変わるため、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量はその数値に大きく左右されます。

<電力の排出係数（kg-CO₂/kWh）>

平成2年度 （1990）	平成23年度 （2011）	平成24年度 （2012）	平成25年度 （2013）	平成26年度 （2014）
0.353	0.45	0.514	0.522	0.531

【参考】東日本大震災（平成23年3月）以降、原子力発電の稼働率が低下し、火力発電の割合が増加しました。火力発電は二酸化炭素の排出量が多いため、電力の排出係数が上がりました。

②評価指標

a 全体指標

【目指すまちのすがた】

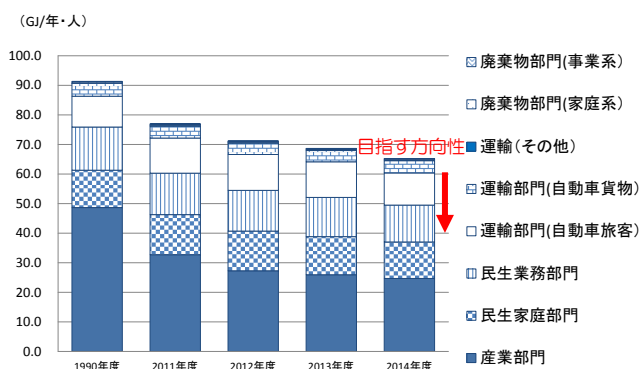
- ・市域の一人あたりのエネルギー消費量が基準年度より減少することを目指します。
- ・各部門別の単位あたりの二酸化炭素排出量とエネルギー消費量がともに基準年度より減少することを目指します。

【全体指標の状況】 ＜総量＞

「市域の一人あたりのエネルギー消費量」

平成26(2014)年度は、市民一人あたりのエネルギー消費量が65.2(GJ/年・人)と基準年度から28.6%削減し、エネルギー消費量においては、基準年度比20%減を達成しました。

温室効果ガス排出量と同様、過去の消費量を変更しています。



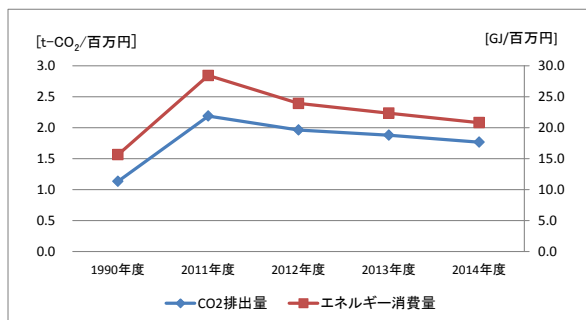
～エネルギー消費量とは～

エネルギー消費量は温室効果ガス排出量と異なり排出係数の影響を受けないため、事業活動や生活の中で省エネルギー対策等に取り組んだ結果がより分かりやすく表れている数値です。

市域のエネルギー消費量の総量を減らすことも大切ですが、部門別で減らすことも大切です。例えば、上記「市域の一人あたりのエネルギー消費量」の産業部門は、平成26(2014)年度は平成2(1990)年度に比べ約半分になっており、市域のエネルギー消費量削減に大きく貢献しています。

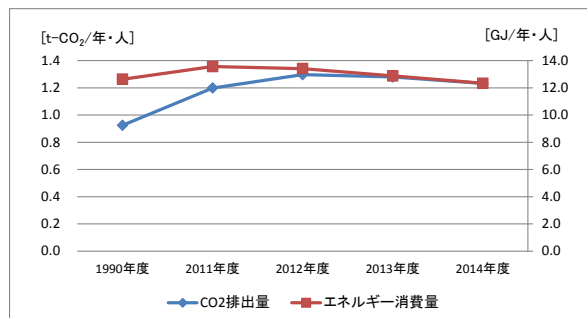
＜部門別の単位あたりのCO₂ 排出量およびエネルギー消費量＞

産業部門（製造業・農林水産業・鉱業・建設業）

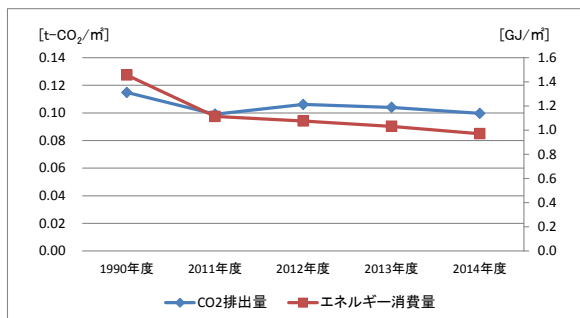


部門別単位あたりのエネルギー消費量は減少傾向でしたが、平成 26（2014）年度は運輸部門（自動車貨物）・廃棄物部門（事業系）において微増となりました。

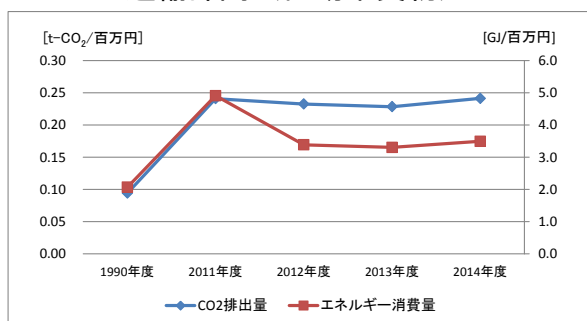
民生家庭部門



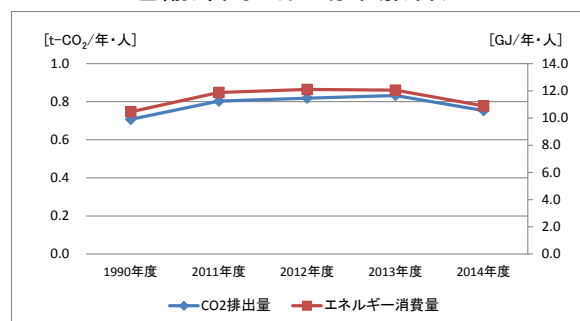
民生業務部門（事務所、百貨店、病院、サービス業等）



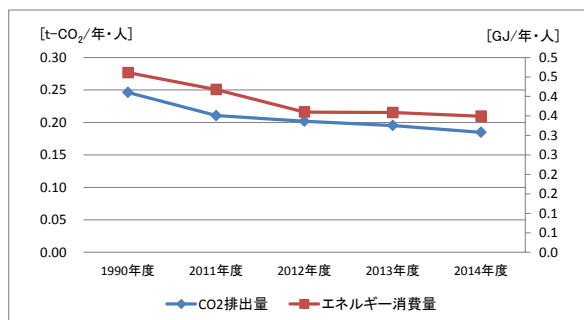
運輸部門（自動車貨物）



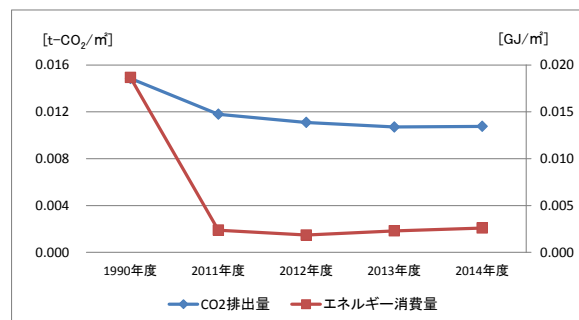
運輸部門（自動車旅客）



廃棄物部門（事業系）



廃棄物部門（家庭系）



（参考）茨木市の人口（人）及び製造品出荷額（百万円）の推移

年 度	平成 2 年度 (1990)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)
人 口	251,045	274,609	275,995	276,662	278,741
製造品出荷額	780,714	316,121	314,880	321,099	330,598

②評価指標 b 活動指標

【5つの目指すまちのすがた（茨木市地球温暖化対策実行計画から）】

1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち
2. 多様なくらし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～
3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち
4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち
5. 環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

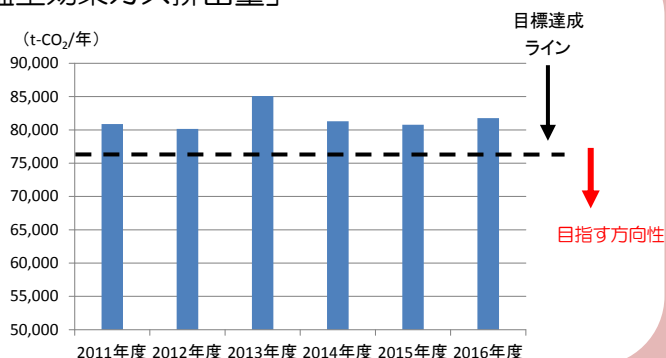
1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

低炭素ライフスタイルの普及促進のため、市では市自らが事業者としての立場で環境に配慮した行動を率先実行する「エコオフィスプランいばらき」を策定しました。平成23(2011)年度を基準として温室効果ガス排出量7%削減の目標を掲げ、環境にやさしい市役所に向けて取り組んでいます。また、低炭素ライフスタイルを市民・事業者等へ普及推進するため、環境フェアや啓発事業を行い、市民・事業者の参加を呼びかけています。

【活動指標の状況】

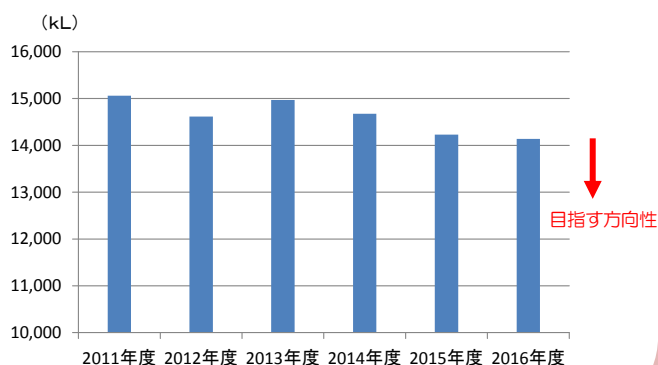
「市の事務事業により排出される温室効果ガス排出量」

平成28(2016)年度は、平成23(2011)年度比1.1%の増加となりました。これは、電力の排出係数が上がったためです。



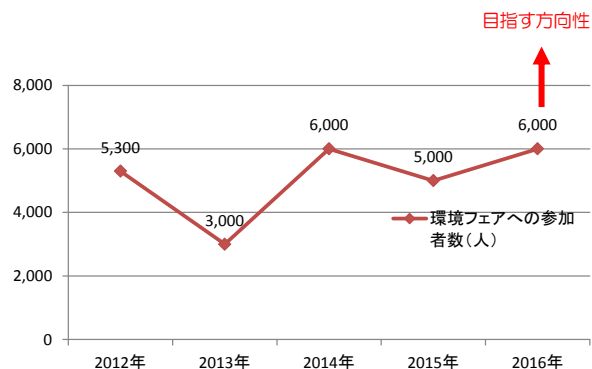
「市の事務事業におけるエネルギー使用量（施設の使用に伴うもののみ）」

エネルギー使用量（原油換算）については、平成28(2016)年度は平成23(2011)年度比では6.1%の削減となりました。



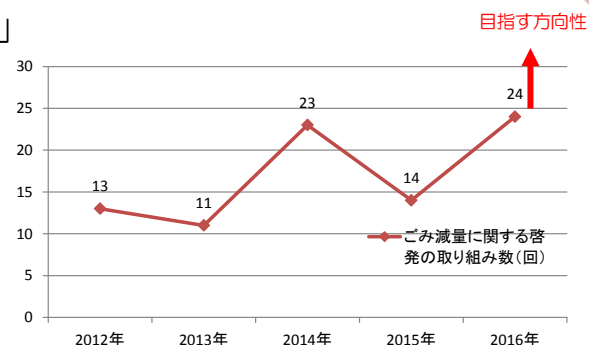
「環境フェアの参加人数」

平成 28(2016)年度は約 6,000 人の来場者がありました。毎年 5,000 人程度の参加者数があり、一定の啓発効果があると考えられます。また、平成 28(2016)年度からより多くの方に参加してもらえるよう農業祭と同日開催しました。



「ごみ減量に関する啓発の取り組み数」

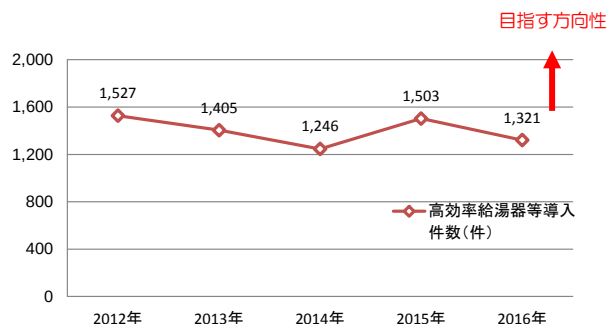
平成28(2016)年度は、啓発の取り組み数が前年より増加しました。平成28(2016)年度から小学校向けに出前講座の利用について周知したため、小学校での出前講座の回数が増加しました。



「高効率給湯器等導入件数」

平成 28(2016)年度は昨年度より高効率給湯器等の導入件数が減少しました。

毎年約 1,200～1,500 件の高効率給湯器等の導入が進んでおり、省エネルギー化が進んでいます。



平成 28（2016）年度に実施した主な取り組み内容の紹介

事業	取り組み内容（実績）	担当課
省エネナビモニターの活用及び普及	1 件貸出	環境政策課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用（415 団体 8,968t 回収）	資源循環課
廃棄物減量等推進員活動の推進	環境衛生センター見学会、廃棄物減量等推進員研修会を実施	資源循環課
事業所訪問	64 事業所を訪問	資源循環課

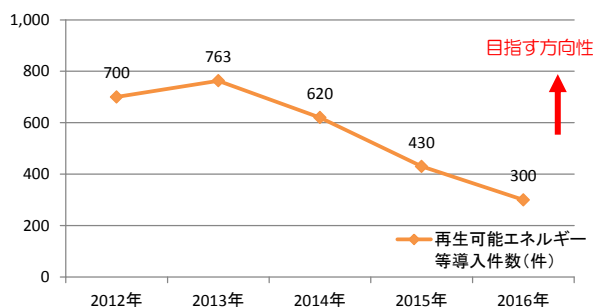
2. 多様なくらし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

再生可能エネルギー等の導入や長期優良住宅の普及は地球温暖化対策に繋がります。市では省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入に対する補助や長期にわたり良好な状態で使用するための措置（省エネ・耐震等）が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定を行い、環境負荷の軽減を目指しています。

【活動指標の状況】

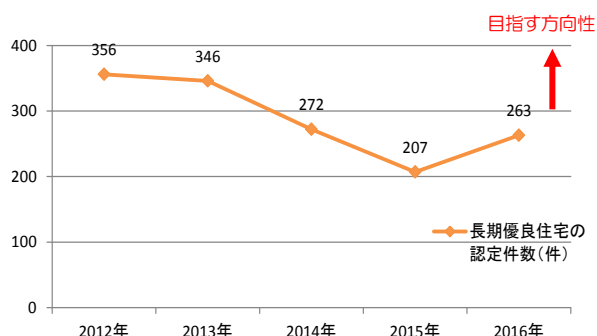
「再生可能エネルギー等導入件数」

平成 25(2013)年度以降、導入件数は減少傾向にあります。これは、固定価格買取制度の買い取り価格が毎年下がっているためと考えられます。



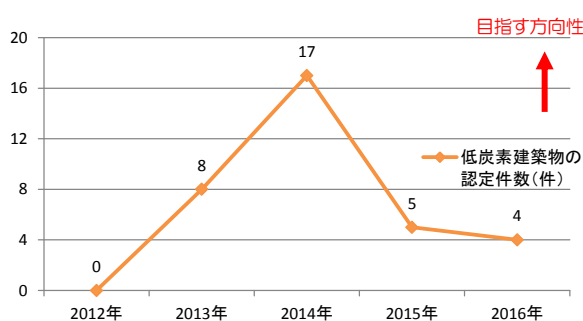
「長期優良住宅の認定件数」

認定件数は年々減少していましたが、平成 28(2016)年度は増加に転じました。標準仕様で長期優良住宅に適合する住宅も販売されており、一定の普及が見られます。



「認定低炭素建築物の認定件数」

平成 28(2016)年度の認定件数は、昨年度と同程度でした。平成 27(2015)年度から認定要件が変更になり、認定件数が減少しました。



平成 28（2016）年度に実施した主な取り組み内容の紹介

事業	取り組み内容（実績）	担当課
省エネ・省 CO ₂ 設備導入補助事業	15 件、約 140t-CO ₂ 削減	環境政策課
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	206 件、863kW、 約 271t-CO ₂ 削減	環境政策課

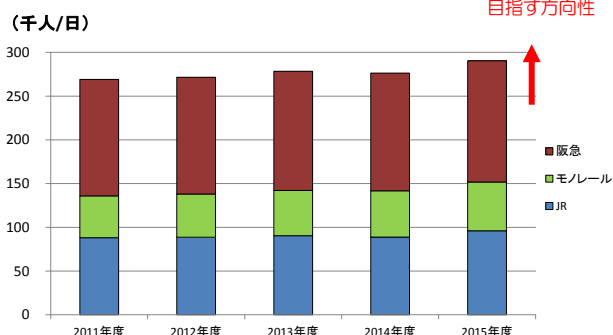
3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち

自動車の利用が少なくなり、鉄道やバスの利用者、歩行者や環境負荷の少ないEV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッドカー）や自転車が増えていくと、めざすまちの姿に近づきます。

【活動指標の状況】

「1日あたりの鉄道の乗降客数」

鉄道の乗降客数は平成26（2014）年度からそれぞれ2～8%増加し、全体としては約5%増加しました。



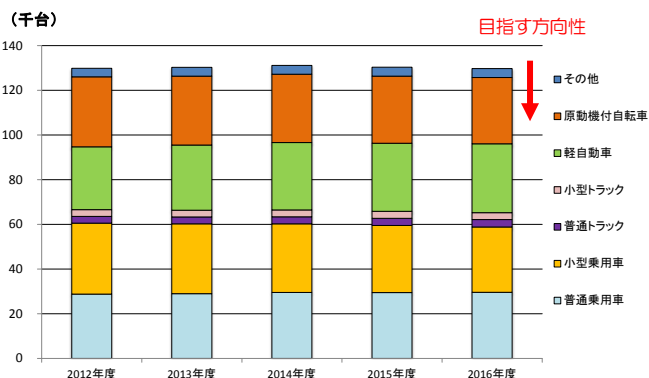
「1日あたりのバスの乗客数」

平成23(2011)年度以降、バスの乗客数は微増が続いていましたが、平成27(2015)年度は減少に転じました。



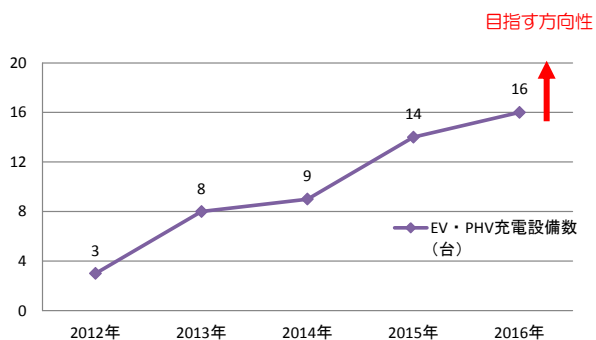
「市内在籍自動車・原動機付自動車台数」

市内在籍自動車台数は毎年1%未満の増減で、ほぼ横ばいの状態が続いています。1世帯あたりの自動車保有台数は、平成24(2012)年度で1.11台でしたが、平成28年度では1.08台となっています。



「EV・PHV 充電設備数（累計）」

平成 28(2016)年度は、昨年度より 2 台増加しました。年々設備数は増えており、EV・PHVのインフラ整備が進んでいます。



指標 (把握頻度)		平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
自動車分担率 (%) (10 年に 1 度・最新：平成 22 年度)		23				
中心部の歩行者・自転車通行量 (5 年に 1 度) (最新：平成 27 年度)	歩行者 (人/12h)	3,277			3,909	
	自転車 (台/12h)	5,299			5,002	
コミュニティサイクル(レンタ)サイクル台数(台) (毎年)		979	979	994	994	994

※自動車分担率とは、市域全体の移動数に対する自動車で移動している移動数の割合を示します。

平成 28（2016）年度に実施した主な取り組み内容の紹介

事業	取り組み内容（実績）	担当課
公用車への低燃費自動車の導入	軽自動車 4 台、ごみ収集車 3 台	総務課等
EV等の普及	いばらき環境フェアでFCV（燃料電池車）を展示	環境政策課

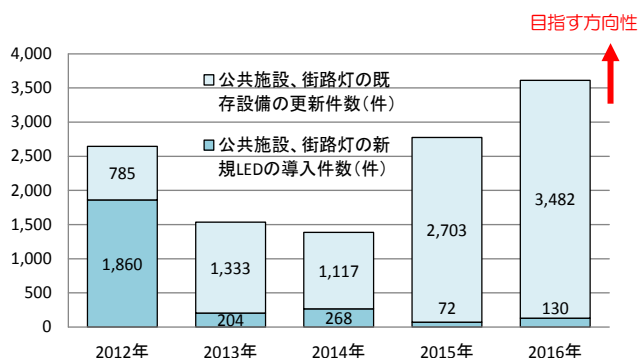
4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

現在、市では、公共施設・街路灯へのLED導入を進めています。また、LED導入以外にも、低炭素建築物の認定などにも取り組んでいます。

【活動指標の状況】

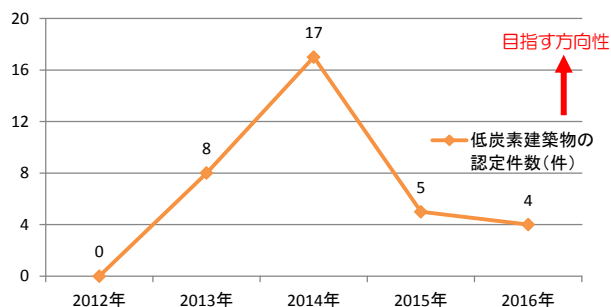
「公共施設・街路灯へのLEDの導入件数」

平成 28（2016）年度は、既存設備においてLED照明への入替が進みました。街路灯（市管理）のLED化進捗率は66%となっています。街路灯（市管理）のLED化は平成 32（2020）年度完了予定です。



「低炭素建築物の認定件数（再掲）」

平成 28（2016）年度の認定件数は、昨年度と同程度でした。平成 27（2015）年度から認定要件が変更になり、認定件数が減少しました。



平成 28（2016）年度に実施した主な取り組み内容の紹介

事業	取り組み内容(実績)	担当課
朝市・青空及び販売所PR (地産地消の実践)	市HPに掲載、市の広報誌13件	農とみどり推進課

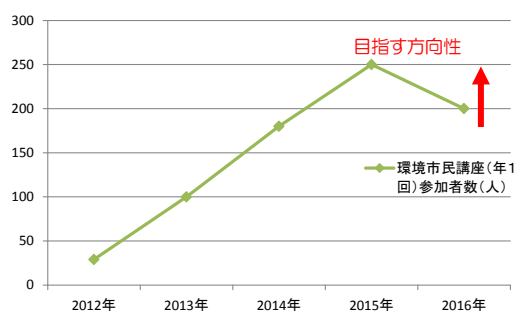
5. 環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

環境意識が次世代へ継承されるよう、市民や市民団体、企業の方などと連携して、以下の取り組みを進めています。ボランティアや講座参加者が増えて環境意識が高まることを目指しています。

【設定した環境指標の状況】

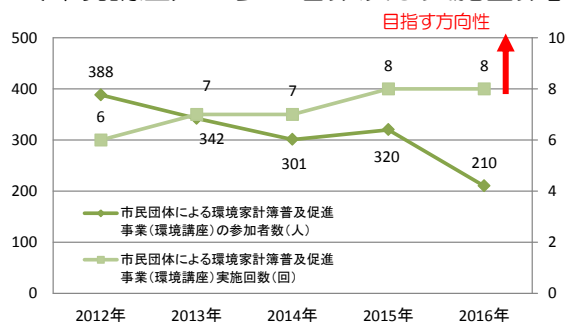
「環境市民講座（年1回）参加者数」

平成 25（2013）年度からショッピングモールで実施するなど、市民のみなさんが参加しやすいように努めています。平成 28（2016）年度は環境についての紙芝居を上演しました。



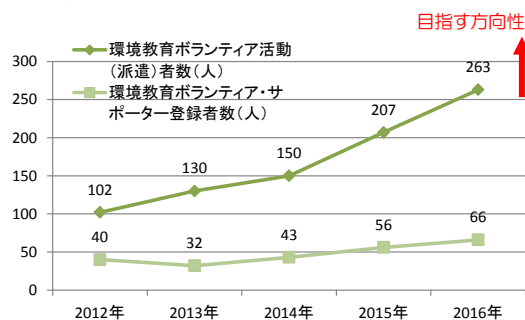
「市民団体による環境家計簿普及促進事業（環境講座）の参加者数及び実施回数」

平成 28（2016）年度は、昨年度と実施回数は同じでしたが、参加者は減少しました。これは、講座の内容を環境家計簿を中心的に取り上げるよう見直したことによるものです。



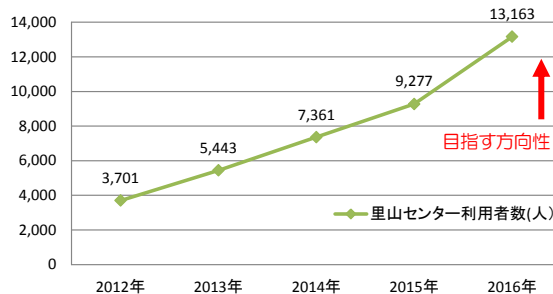
「環境教育ボランティア活動（派遣）者及び環境教育ボランティア・サポーター登録者数」

平成 24（2012）年度以降活動数は増加傾向にあります。これは、小学校等で実施する環境教育について、専門的な内容による講座のニーズが高まっていることによるものです。



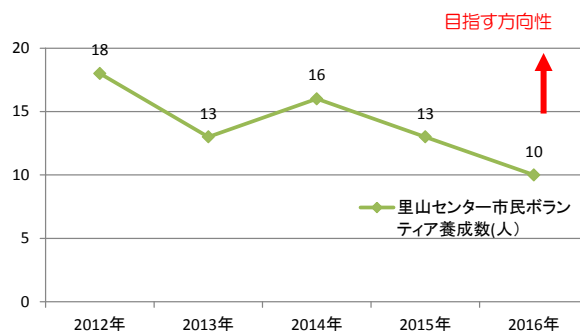
「里山センター利用者数」

平成 24（2012）年度以降増加傾向にあります。これは里山センターの認知度が上がり、教室やイベントへの参加者数が増えたためと考えられます。



「市民参加型森林保全事業市民ボランティア養成数」

平成 28（2016）年度は 10 名の森林ボランティアが養成されています。ボランティア養成講座を受けた卒業生による森林保全活動が行われています。



平成 28（2016）年度に実施した主な取り組み内容の紹介

事業	取り組み内容（実績）	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成をはかる	農とみどり推進課
環境家計簿の作成	1,000冊作成	環境政策課



環境市民講座の様子

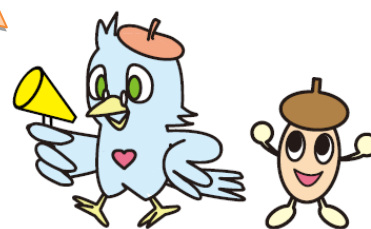


環境教育ボランティアによる活動の様子



市民団体による環境家計簿普及促進の様子

市民の皆さん、市民団体、事業者と協力して
環境意識の向上を目指しているよ！



平成28（2016）年度 主な事業の実施状況一覧

1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

事業	取り組み内容（実績）	担当課
省エネナビモニターの活用及び普及	1 件貸出	環境政策課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用 （415 団体 8,968t 回収）	資源循環課
廃物減量等推進員活動の推進	環境衛生センター見学会、廃棄物減量等推進員研修会を実施	資源循環課
事業所訪問	64 事業所を訪問	資源循環課

2. 多様なくらし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

事業	取り組み内容（実績）	担当課
省エネ・省 CO ₂ 設備導入補助事業	15 件、約 140t-CO ₂ 削減	環境政策課
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	206 件、863kW、 約 271t-CO ₂ 削減	環境政策課

3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち

事業	取り組み内容（実績）	担当課
公用車への低燃費自動車の導入	軽自動車 4 台、ごみ収集車 3 台	総務課等
E V の普及	いばらき環境フェアでFCV（燃料電池車） を展示	環境政策課

4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

事業	取り組み内容（実績）	担当課
朝市・青空及び販売所 P R （地産地消の実践）	市 H P に掲載、市の広報誌 13 件	農とみどり推進課

5. 環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

事業	取り組み内容（実績）	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティア の育成をはかる	農とみどり推進課
環境家計簿の作成	1,000 冊作成	環境政策課

全体

事業	取り組み内容（実績）	担当課
エコプラットホーム ^{（注1）} の開催	3 回、出席者 37 名	環境政策課
エコグランプリ（省エネコンテスト）の実施	1 回、応募件数 13 件	環境政策課
いばらき環境（エコ）ポイント制度 の実施	発行ポイント数 19,001 ポイント 応募件数 760 件	環境政策課

（注1）エコプラットホームは、地球温暖化対策実行計画の推進にあたり、市民・事業者・団体・行政等が集まり、地球温暖化対策に関し
情報交換を行う“場”として設置しています。

平成29年度版（2017年度版）

いばらきの環境
（平成28年度 年次報告書）

平成29(2017)年 月発行

発行 茨木市産業環境部環境政策課
茨木市駅前三丁目8番13号
電話(072)620-1644